

国立病院機構大阪医療センターと大阪薬科大学との学術交流に関する協定書

(目的)

第1条 国立病院機構大阪医療センター（以下「甲」という。）と大阪薬科大学（以下「乙」という。）は、教育・研究活動および医療等の全般における交流・連携を推進し、相互の教育・研究や医療技術等の一層の進展と地域ならびに国際社会の発展に資することを目的として、学術交流に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(連携事項)

第2条 本協定による主な連携事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育・研究・診療に関する相互支援に関すること
- (2) 大学院学生・学部学生・看護学生の相互交流に関すること
- (3) 教職員の相互交流に関すること
- (4) 社会貢献に関すること
- (5) 学術会議の共同開催に関すること
- (6) 薬剤師のキャリアアップのための教育に関すること
- (7) その他甲及び乙が協議し同意した連携事業に関すること

(連絡調整窓口の設置)

第3条 前条に掲げる連携を円滑に進めるため、甲及び乙に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

(経費)

第4条 本協定に基づく連携の実施に要する経費は、原則として、甲及び乙の双方においてそれぞれ応分に負担することとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日より5年間とする。有効期間満了の3か月前までに本協定の更新について協議する。

(附則)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の両者が協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が各自1通を保有する。

2018年6月1日

大阪市中央区法円坂2丁目1番14号

国立病院機構大阪医療センター院長 是恒 之宏



高槻市奈佐原4丁目20番1号

大阪薬科大学 学長 政田 幹夫

